



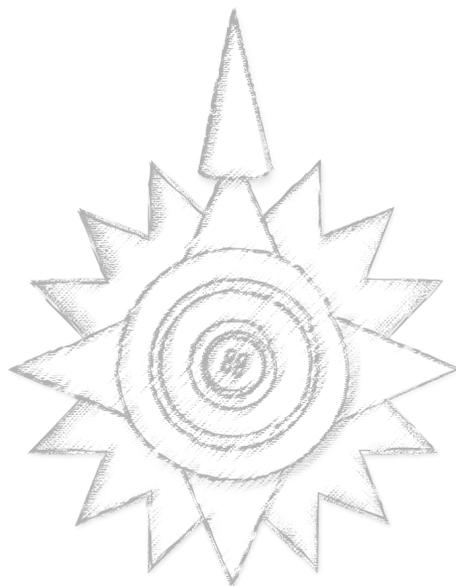
コンパス 保育内容環境

2017年告示 幼稚園教育要領、保育所保育指針
幼保連携型認定こども園教育・保育要領

準拠

編著：高橋貴志・目良秋子

共著：青木聡子・伊藤能之・粕谷亘正・細田成子・佐藤有香
坂本喜一郎・関川満美・仙田 考・中村陽一・松永愛子
百瀬ユカリ



建帛社
KENPAKUSHA

まえがき

告示文書である、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は2017（平成29）年3月に改訂（定）され、2018（平成30）年4月からそれぞれの保育の場（幼稚園、保育所、認定こども園をいう）で、新しい基準に基づいた保育が実践されている。今回の改訂（定）では、「育みたい資質・能力」として①「知識及び技能の基礎」、②「思考力、判断力、表現力の基礎」、③「学びに向かう力、人間性等」の3つが示された。また、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が10項目あげられた。加えて、保育所が「幼児教育の場」として保育所保育指針に明確に位置付けられた。

これらの内容は、“改訂（定）”を明確に感じ取れる部分であり、保育関係者の主たる関心がこの点に集まっている印象があるのも無理のないことだと思う。しかし、改めて今回の改訂（定）を見直してみると、改訂（定）の有無にかかわらず、「環境」という言葉が変わらぬキーワードとなっていることがわかる。

それは単に、5領域の一つである保育内容「環境」が今回の改訂（定）でも存在している、という意味だけではない。保育という営みの中で、保育者が「環境」という視点を日々もつことが、子どもを守り（養護=Care）、子どもの発達を援助する（教育=Education）という保育の本質を具体化するときには不可欠であるということに改めて気付かされるのである。子どもが安全、安心に生活できる環境とは何か、子どもの主体的な学びを保障するための環境とは何か、という二つの問いは、一体となって保育者（幼稚園教諭、保育士、保育教諭をいう）に常に課せられてくる。この問いと向き合い、思考と実践を重ねていくことが、結果として、保育者が子どもの最善の利益を保障し、子ども自らの育つ力を支えることを可能にすると考えられる。

本書は基本的に、概論編と事例編に分かれて構成されている。概論編で得た知識を事例編の内容と照らし合わせ、他の教科で学んだ内容も活用しながら、「自分なりの見解」を積み重ねていってほしい。そして、「自分なりの見解」を読者同士で交換し、個々の理解を深めてもらいたい。このような形での理解の深まりこそ、保育の場における、保育の理解、子どもの理解の深化そのものだからである。保育内容「環境」の学習が、保育という営み全体の豊かな理解につながることを望みたい。

2018年4月

編者 高橋貴志
目良秋子

目 次

第1章	保育内容「環境」について	1
1	保育内容「環境」の概要	1
	(1) 3つの告示文書における保育内容「環境」	2
	(2) 3つの告示文書からわかること	7
2	保育内容「環境」を学ぶ意味	7
第2章	園内の環境と保育	11
1	園内の環境とは	11
	(1) 0～1歳児の園舎環境	11
	(2) 2～5歳児の園舎環境	13
2	園内の環境の実際	15
	(1) 0～1歳児の園内環境デザインの実際	16
	(2) 2～5歳児の園内環境デザインの実際	21
第3章	園庭の環境と保育	27
1	園庭の環境とは	27
	(1) 運動スペース	28
	(2) 遊具	29
	(3) 砂遊び場・水遊び場	29
	(4) 動物の飼育, 植物栽培のための施設	30
2	園庭の環境の実際	31
	(1) 運動広場	31
	(2) 固定遊具	31
	(3) 可動遊具・素材・道具	32
	(4) 自然環境	33
	(5) 栽培・食育の環境	34
	(6) 動物・昆虫飼育の環境	35

- (7) お山, 斜面 35
- (8) 自然の素材 36
- (9) 様々な舗装 37
- (10) 自然環境への配慮 37
- (11) 隠れ家, 休み所 38
- (12) 遊環構造 39
- (13) 表現の場 40
- (14) 乳児と幼児の遊びの場 40
- (15) 園庭の環境構成と環境創生 41

第4章 自然環境と保育 45

- 1 自然環境とは 45
 - (1) 子どもを取り巻く自然環境 46
 - (2) 地域と自然環境 46
 - (3) 保育における「自然」のとらえ方 46
- 2 自然環境と保育実践 47
 - (1) 自然への気付き 47
 - (2) 季節を感じる 50
 - (3) 自然を取り入れた遊び 53
 - (4) 身近な動物との関わり 54
 - (5) 植物の栽培 57
 - (6) 自然を通じた対話的学び 58

第5章 社会環境と保育 61

- 1 社会環境とは 61
 - (1) 情報化 63
 - (2) 社会環境を構成する要因と地域の関係性 65
 - (3) 保育の場に求められていること 67
- 2 社会環境と保育実践 67
 - (1) 地域社会とのつながりと保育実践 68
 - (2) 異なる文化, 国際理解に対する保育実践 70
 - (3) 地球環境と保育実践 71
 - (4) 現代的な社会環境の課題と保育実践 73

第6章 文字・数・図形への興味・関心と保育内容「環境」 77

- 1 保育における文字・数・図形に関する学びの位置付け77
 - (1) 文字機能に対する感覚を豊かにする 78
 - (2) 抽象的概念が育つように数への感覚を深める 82
 - (3) 自然科学的な調和の感覚を育てる 84
- 2 文字・数・図形に関する学びの実際87

第7章 小学校教育との連携と保育内容「環境」 93

- 1 小学校教育と保育93
 - (1) 小学校教育と保育の違い 94
 - (2) 子どもを取り巻く環境の変化に応じた保育の場の機能の拡充 97
 - (3) 小学校教育と保育の場との接続・連携 99
- 2 保育内容「環境」の視点と小学校教育102
 - (1) 保育におけるアクティブ・ラーニングの実践 102
 - (2) 小学校におけるアクティブ・ラーニングの実践 105
 - (3) 保育の場と小学校の交流会の実践 107

第8章 子育て支援と保育内容「環境」 111

- 1 子育て支援と環境111
 - (1) 子育て支援の必要性 112
 - (2) 保育者による子育て支援 113
- 2 子どもの育ちの基礎となる家族や地域社会を生成するために114
 - (1) 子育て文化を伝える 115
 - (2) 信頼関係を構築する 117
 - (3) 子育ての情報提供 120

第9章 これまでの学びを振り返る 123

- 1 これまでの学びの整理 123
- 2 5領域の一つである意味 125

資 料	幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領「環境」に関わる部分の抜粋	127
索 引		133

第1章

保育内容「環境」 について

保育内容5領域の一つである「環境」の概要について、2017（平成29）年に改訂（定）された幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容に沿って説明する。また，この3告示文書の内容に通底する考え方について触れ，保育内容「環境」を学ぶ意味について，情報化が進行する現代社会の特徴と保育の場（幼稚園，保育所，認定こども園をいう）における子どもの発達支援を関連づけて解説した。

1 保育内容「環境」の概要

保育内容「環境」は，1989（平成元）年の幼稚園教育要領改訂の際，保育内容の5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の一つとして示された。領域は，小学校以降の学校教育における教科とは異なった性格をもつ。教科の名称が子どもの学習内容を決め，教科ごとに学習の時間が設けられる小学校に対し，保育の場では，子どもと保育者（幼稚園教諭，保育士，保育教諭をいう）が園生活の中で相互に関わり合いながら学習内容を組み立てていく。そして，子どもの活動は，領域ごとにバラバラに行われるものではなく，総合的に営まれる。保育者が，この子どもの総合的な活動を通して，子どもに対して様々な働きかけをするときの視点として存在するのが5つの領域である。第1章ではまず，環境という視点はなぜ重要であるのか，幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている内容を概観しながら考えていく。

(1) 3つの告示文書における保育内容「環境」

1) 幼稚園教育要領

幼稚園教育要領（以下、教育要領）の保育内容「環境」に関する記述は、「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」という記述から始まる。“周囲”“好奇心”“探究心”“生活”という言葉は、保育内容「環境」について学ぶ際の、キーワードとなるものである。

続いて、「ねらい」と「内容」が以下の通り示されている。

ねらいと内容

【ねらい】

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

【内容】

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (7) 身近な物を大切に作る。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (11) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
- (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

[幼稚園教育要領 第2章 ねらい及び内容 環境]

2) 保育所保育指針

保育所保育指針（以下、保育指針）では、保育のねらいと内容に関する記述

が、子どもの発達に応じて書き分けられている〔乳児保育（0歳児）、1歳以上3歳未満児の保育、3歳以上児の保育〕。

① 乳児保育

ねらいと内容に関して、5つの領域ごとに示されるのは、1歳以上児からであるが、乳児保育についても、“身近なものに関わり感性が育つ”という観点から保育内容「環境」との関連の深い記述がみられる。それは、「身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う」という記述であり、ねらいと内容を以下のように記している。

ねらいと内容

【ねらい】

- (1) 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。
- (2) 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。
- (3) 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

【内容】

- (1) 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。
- (2) 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。
- (3) 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。
- (4) 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。
- (5) 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。

[保育所保育指針 第2章 保育の内容 1 (2) ウ]

② 1歳以上3歳未満児の保育

「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」という記述に始まり、ねらいと内容を以下のように記している。

ねらいと内容

【ねらい】

- (1) 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- (2) 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- (3) 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

【内 容】

- (1) 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- (2) 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
- (3) 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- (4) 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- (5) 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- (6) 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

〔保育所保育指針 第2章 保育の内容 2 (2) ウ〕

③ 3歳以上児の保育

「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」という記述に始まり、ねらいと内容を以下のよう
に記している。この記述内容は、教育要領、後述する幼保連携型認定こども
園教育・保育要領と同じである。

ねらいと内容

【ねらい】

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

【内 容】

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (7) 身近な物を大切に作る。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。

● 演習課題

課題1：保育内容「環境」のとらえ方に関して、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の特性による実践レベルでの違いについて考えてみよう。

課題2：子どもが園生活で身に付けた、身近な環境と関わることを通した学びの機会を家庭生活等の日常生活にまで派生させるために必要なことを考えてみよう。

課題3：身近な環境としてのスマートフォンやパソコン等の情報機器と子どもが関わる時の留意点を考えてみよう。

● 参考文献

文部科学省『幼稚園教育要領』2017.

厚生労働省『保育所保育指針』2017.

内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』2017.

コラム 周囲の環境と子どもの気付き

電車やバスに乗っていると、スマートフォンを上手に操る子ども（幼児）を見かけることがあります。保護者が周りのお客さんの迷惑になることを気にしてなのか、多くの場合、音量はゼロで、子どもは音なしの状態では画面の中の動画を見ているケースが多いように思います。

ある日、電車の中でスマートフォンの動画サイトのアニメを一生懸命見ている3歳くらいの男の子がいました。この子はしばらく、音を出さずに楽しんでいたのですが、登場人物の声を聞きたくなったのか、突然ボリュームのスイッチをいじり、音量を上げてしまいました。周りに座っていた乗客は一瞬、男の子に視線を向けます。その視線に気付いた男の子は、一瞬ギクッとします。隣に座っていたお母さんも、慌てて「○○ちゃん、音を出しちゃダメ！」と言います。すると子どもは、黙ってボリュームを下げます。しばらくそのまま音なしの状態では動画を見ていたのですが、数分するとまたボリュームを上げてしまいました。お母さんは、今度は言葉をかけずに、その子の顔を（少し怖い顔で）じっと見ます。その顔を見た子どもは再びボリュームを下げました。その様子を見ていた、向かい側の座席に座っていた老婦人が、にこっと笑ってその子のことを見ると、それに気付いた男の子は、照れくさそうに、再びスマートフォンの画面を見始めました。

電車の中で子どもがスマートフォンで遊ぶことの是非については、ここでは問いません。この出来事は、“今の時代の子どもを取り巻く環境”を考えると、いくつかの気付きを提供してくれます。1つ目は、スマートフォンに代表される情報化社会という環境に関すること、2つ目は電車の中という公共の環境に関すること、3つ目は保護者という家庭環境に関すること、そして4つ目は老婦人という家庭外の人的環境に関することです。この男の子はおそらく、電車の中という公共の場では音を出していけないことについて、“音量を上げたときに周囲の目がこちらに向かったこと”で、何かを感じたのではないかと思います。でも、まだ十分理解できていないので、また音量を上げてしまう。そして母親の“少し怖い顔”を見て、「これは本当に音を出してはダメなんだ」と気付き、さらに老婦人が“にこっと笑ったこと”で、音量を下げるという行為はどうやら本当に正しい行為のようだ、とその気付きが確かなものになったと考えられます。

この出来事の中でお母さんは、「音を出してはダメ！」と言葉を使って指示を出しています。もちろん、このような直接的な指示にも意味はあります。特に“即効性”という点では、直接指示を出してしまったほうが効果的です。でも、それ以外に、周囲の環境が子どもに気付きをもたらす、ということが私たちの日常生活の中にはあるのです。しかもこの気付きのポイントは、“子ども自らが気付く”というところにあります。そして、このポイントは、保育実践の中で保育者がもっとも大事にしているポイントと、とても似ているということに気付きませんか？